

○メディア教育開発センター研究成果刊行物出版要項

平成9年3月31日
制定

放送教育開発センター研究成果刊行物出版要項
(平成元年7月18日制定)の全部を改正する。

第1 (趣旨)

メディア教育開発センター(以下「センター」という。)における研究成果刊行物の出版については、この要項の定めるところによる。

第2 (名称及び種別)

研究成果刊行物の名称及び種別は、次のとおりとする。

- 一 メディア教育研究—メディア教育開発センター研究紀要—(以下「メディア教育研究」という。)
 - 二 メディア教育開発センター研究報告(以下「研究報告」という。)
 - 三 メディア教育開発センター研究資料(以下「研究資料」という。)
- 2 メディア教育研究は、多様なメディアを利用して行う教育の研究及び開発並びにそれらに関連する領域に関する論文、研究ノート及び研究展望を掲載する。
- 3 研究報告は、センターにおける研究開発の成果及びシンポジウムの記録等の活動報告を掲載する。
- 4 研究資料は、学会・研究会の報告、研究上の中間的知見・成果及び研究・調査のデータ、資料等を掲載する。

第3 (執筆資格)

研究成果刊行物に執筆できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 メディア教育研究及び研究資料にあっては、センターの教員(客員教員等を含む。)、センターが受け入れた各種研究員及び研究協力者並びに所長が適当と認めた者とする。

二 研究報告にあっては、第2第3項に掲げる活動に関与する者とする。

第4 (発行形式及び時期)

研究成果刊行物の発行の形式、回数及び時期は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	発行の形式	発行の回数及び時期
メディア教育研究	B5版 1冊1号	年2回 9月及び翌年3月
研究報告	B5版 1冊1号	不定期 隨時
研究資料	B5版 1冊1号	不定期 隨時

第5 (委員会)

研究成果刊行物の編集を行うため、研究開発部の各研究開発系から選出された教員で構成する研究紀要等編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6 (審査等)

メディア教育研究に掲載する論文等については、所長が委嘱する審査委員の審査に基づき、委員会が掲載の可否を決定する。

- 2 研究報告及び研究資料の審査は、委員会が行う。

第7 (データベース)

センターの内外の研究者の利用に供するため、研究成果刊行物に掲載された論文等を全文データベースとして作成する。

第8 (雑則)

この要項に定めるもののほか、研究成果刊行物に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成10年3月25日から実施し、平成9年10月1日から適用する。